

平成27年度から

軽自動車税の税率が変わります

税制改正にともない、平成27年度より軽自動車税が下表のとおり改正されます。

また、3輪及び4輪以上の軽自動車のうち、新車登録から13年を経過した車両については、平成28年度から経年重課が適用されます。

※ただし、今後の税制改正により税率が変更となる場合があります。

◆新車登録の確認方法

新車登録(検査年月)は自動車検査証に記載しています。なお、初年度検査が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年のみの記載で検査月が記載されていません。その場合には、その年の12月を検査年月とします。

◆経年重課車両

◆使用していない車両は廃車の手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。使用していらない車両がありましたら、お早めに廃車や名義変更の手続きを行つてください。

平成14年以前に新車登録された軽自動車は、平成27年12月(平成27年度中)に13年を経過するため、平成28年度より経年重課税率が適用されます。経年重課税率について、軽4輪(自家用・乗用)の例を坂東市ホームページ内で掲載しています。ご確認ください。

ホームページアドレス

<http://www.city.bando.jp/>

平成27年度以降の税額表

■原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車・小型自動車の税額

	種 別	税額(年額)	
		改正前 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度から)
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	3輪以上 20cc 超 50cc 以下(ミニカー)	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	2輪	1,600 円	2,400 円
	4輪	1,000cc 以下	
		1,000cc 超	
	特殊作業用(フォークリフトなど)	4,700 円	5,900 円
軽自動車	2輪 125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
	ボートトレーラー		
	2輪の小型自動車 250cc 超	4,000 円	6,000 円

■3輪以上の軽自動車の税額

種 別	改正前 (平成26年度まで)	税額(年額)		
		(1)平成27年3月31日以前に新車登録をした車両	(2)平成27年4月1日以降に新車登録をした車両	(3)新車登録から13年以上経過した車両 (経年重課・平成28年度以降)
3輪のもの	3,100 円	3,100 円	3,900 円	4,600 円
4輪以上のもの	乗 用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨 物	4,000 円	5,000 円	6,000 円
営 業 用	乗 用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨 物	3,000 円	3,800 円	4,500 円

■お問合せ 課税課 岩井仮設庁舎 内線 1758